

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、固定資産税及び都市計画税

土地に係る負担調整措置について、令和四年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の二・五パーセントとする措置を講ずる。

二、法人事業税

付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等を行う。

三、個人住民税

住宅借入金等特別税額控除の延長等を行う。

四、その他

1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、令和四年四月一日から施行する。